

令和6年8月29日開会

第769回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第1号	5頁



議案第一号 参考資料

---



# 給食用食器イメージサンプル



飯碗・汁碗(共通)



カレー皿



丼



角仕切皿



小皿





報告第一号 参考資料



む 教 生 第 103 号  
令 和 6 年 7 月 31 日

むつ市長 山本 知也 様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更  
(捕獲)の許可について(通知)

令和 6 年 6 月 14 日付け、む農林第 114 号で申請のあった現状変更について、別紙のとおり許可されましたので伝達します。

なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、文化庁長官宛てに結果を示す写真等を添えた終了報告を提出する必要がありますので、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課

森田 賢司

TEL: 0175-31-1188

Fax: 0175-24-1912

Mail: morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp



青教文第550号  
令和6年7月24日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 風張 知子  
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の  
現状変更（捕獲）について（通知）

令和6年6月17日付けむ教生第103号で進達のあった標記について、令和6年7月19日付け6文庁第1702号のとおり許可になったのでお知らせします。  
ついては、申請者に伝達していただくとともに、実施上適宜御指導願います。  
また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官宛て）を提出させ、本職に進達願います。

担当：文化財保護課文化財グループ 谷澤主事  
TEL：017-734-9920 FAX：017-734-8280  
E-mail：honami\_tanisawa@pref.aomori.lg.jp

むつ市長

令和 6 年 6 月 1 4 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 6 年 7 月 1 9 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

記

- 1 捕獲の対象地域は第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施にあたっては、青森県文化財担当部局の指示を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。